

令和2年度

## 水質検査計画



### 水質検査計画の内容

1. 水質検査計画に関する基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び水道水の状況並びに水質管理上の留意事項
4. 定期的な検査の項目、地点及び頻度
5. 水質検査の方法
6. 臨時の水質検査に関する事項
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. 水質検査の精度と信頼性の保証
9. 関係者との連携について

大川市上下水道課

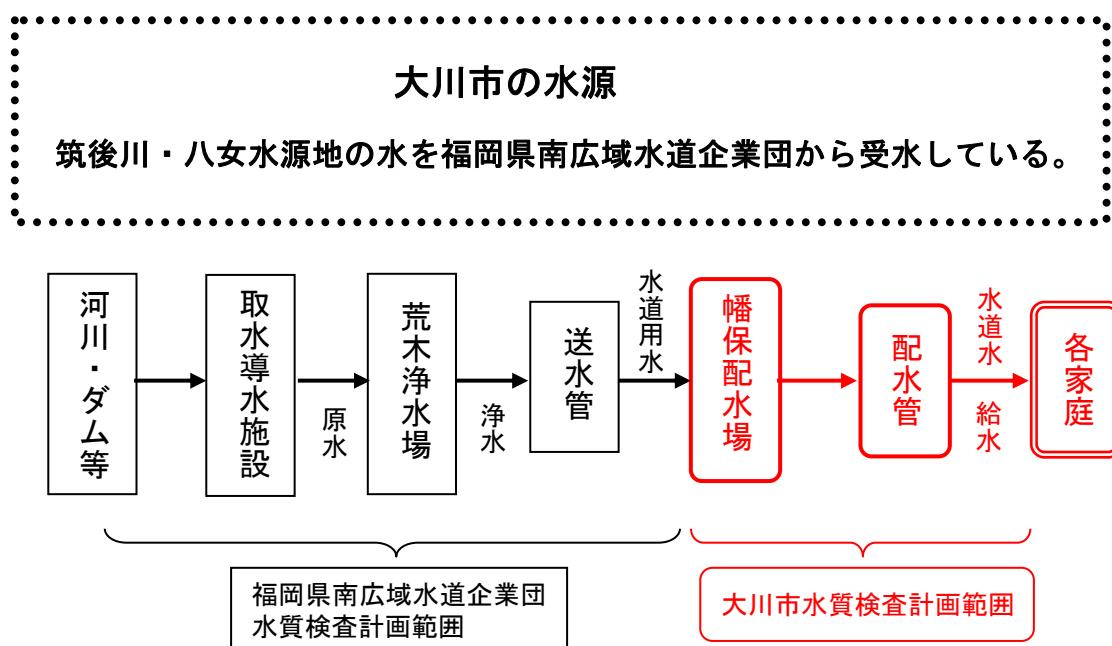
## 1. 水質検査計画に関する基本方針

大川市の水道事業における水質検査は、給水する水道水の安全性を的確・迅速に確認することを基本とし、水道法で義務付けられている水質基準項目について、検査を実施します。

水道水の検査頻度は、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。

## 2. 水道事業の概要

大川市の水道事業は、久留米市荒木町の福岡県南広域水道企業団より浄水を大川市幡保にある幡保配水場（4, 325 m<sup>3</sup> × 2池）に受水し、給水区域内へ給水しています。



### 給水状況（平成30年度末）

事業体名	大川市
給水人口	33,930人
給水戸数	13,551戸
普及率	99.2%
1日最大給水量	12,228m <sup>3</sup> /日
1日平均給水量	10,531m <sup>3</sup> /日

### 3. 水道の原水及び水道水の状況並びに水質管理上の留意事項

大川市の水道水は久留米市荒木町の福岡県南広域水道企業団荒木浄水場から浄水を大川市幡保にある幡保配水場に受水し、給水していますが、企業団の水質管理の徹底により、配水されている浄水水質は水質基準値を大幅に下回っており、安全で良質な水であるといえます。

水質管理上の留意点としては、残留塩素が挙げられます。この残留塩素については、水道水の消毒に必要不可欠なものです。法令で定められた残留塩素濃度を保持し、最適な注入率となるよう配水場で管理しています。



配水ポンプ



残留塩素濃度測定機器

### 4. 定期的な検査項目、地点及び頻度

#### (1) 水質検査を行う項目

水質検査計画において検査項目、検査頻度及び設定理由に基づき、別紙のとおり実施します。

#### (2) 検査の地点及び採水頻度

給水栓での水質検査は、給水する水道水が「良質で安全」で水質基準に適合しているか確認する検査を実施します。

水道水は、法令で給水栓において定期的に水質検査を実施するように規定されています。

水質検査は、毎日検査と、定期的に実施する水質基準項目の検査を行います。

なお、定期的に実施する水質基準項目の検査については、毎月検査項目の検査を行い、その内1箇所において年1回全項目検査を実施します。

大川市では、次の箇所にて毎日検査及び水質基準項目の検査を実施します。

○給水栓での毎日検査地点（残留塩素、色、濁り）

1	大川市大字道海島地内
2	大川市大字下林地内
3	大川市大字下牟田口地内
4	大川市大字坂井地内
5	大川市大字紅粉屋地内
6	大川市大字大野島地内

○給水栓での水質基準項目定期検査採水地点

1	大川市大字道海島地内	◎	□	△
2	大川市大字下牟田口地内	—	□	—
3	大川市大字紅粉屋地内	—	□	—
4	大川市大字大野島地内	—	□	—

◎：全項目実施（年1回）

□：項目を選択し実施（毎月）

△：必須項目実施（年4回）

## 5. 水質検査の方法

毎日検査項目、水質基準項目の検査は、国が定めた検査方法（水質検査に関する省令の規定及び厚生労働大臣が定める検査方法）に基づき行います。なお、定期水質検査については次の登録検査機関に委託します。

### 水質検査委託先

住 所	福岡県久留米市荒木町白口55番地
施 設 名	福岡県南広域水道企業団浄水場水質センター
電 話	0942-27-1563

## 6. 臨時の水質検査に関する事項

次のような状況になり、水質検査に適合しない恐れがある場合、臨時の水質検査を行います。

- ①水源水質の著しい悪化や、水源に異常があったとき。
- ②水源付近、給水区域及びその周辺で消化器感染症が流行しているとき。
- ③配水管の大規模工事及び水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ④用水供給団体の浄水過程に異常があったとき。
- ⑤その他、特に必要があると認められるとき。

臨時の水質検査は、水質に影響がある場所において、水質基準に適合しないおそれのある項目、水道水の安全性を確認できる項目を選択して水質検査を行ないます。また、水質検査は福岡県南広域水道企業団と連絡をとりながら実施します。

なお、本市において、水質異常を生じた場合は、「水安全計画」に従って、送水停止や有害物の除去等の有効な措置を行い、安全対策を講じます。

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画については、水道法の定めにより毎事業年度前に策定し、公表するとともに、検査した結果についても公表します。

また、内容について、皆様からのご意見を参考にし、より良い計画を策定します。なお、公表の方法は、上下水道課窓口及びホームページにて公表します。

## 8. 水質検査の精度と信頼性の保証

大川市では、水質検査測定値の信頼性を確保するため、福岡県南広域水道企業団浄水場水質センターが行う精度管理の内容及び結果について報告を受け確認することとしています。

なお、企業団では水質検査の体制と技術が一定水準以上であることを証明するため「水道G L P」の認定を取得しています。

※「水道G L P」とは、(社)日本水道協会による水道水質検査に関する信頼性保証の認定制度です。

G L Pは「Good Laboratory Practice」の略称で、「優良試験所規範」の意味です。

## 9. 関係者との連携について

大川市では、水道水の安全性を確保していくため、水道用水供給事業者である福岡県南広域水道企業団浄水場水質センターと連携して水質事故などに対応できるようにしています。

この水質検査計画について、皆様のご意見をお寄せください。  
皆様からのご意見は、今後の水質検査計画の策定にあたり参考とさせていただきます。

### ○お問合せ先

大川市上下水道課 水道工務係  
〒831-8601 大川市大字酒見 256-1  
TEL: 0944-87-2101 (代表)  
TEL: 0944-85-5549 (直通)  
FAX: 0944-87-2108

## 令和2年度 水質検査計画

(別紙)

項目番号	水質基準項目	水質基準値 (mg/l)	過去3年間 の最高値	法に基づく検査 頻度(回/年)	水質検査 頻度(回/年)	設定理由
基 1	一般細菌	100 個/ml	0	12	12	毎月検査項目であるため1回/月  水質変動の把握が必要なため1回/年
基 2	大腸菌	不検出	陰性	12	12	
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	<0.0003	1回/3年	1	
基 4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	<0.00005	1回/3年	1	
基 5	セレン及びその化合物	0.01 以下	<0.001	1回/3年	1	
基 6	鉛及びその化合物	0.01 以下	<0.001	1回/3年	1	
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001	1	1	
基 8	六価クロム化合物	0.02 以下	<0.005	4	4	水質変動の把握が必要なため4回/年
基 9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	<0.004	1回/3年	1	水質変動の把握が必要なため1回/年
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	<0.001	4	4	水質変動の把握が必要なため4回/年
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.9	1回/3年	1	水質変動の把握が必要なため1回/年
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.11	1	1	
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.05	1回/3年	1	
基 14	四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	1回/3年	1	
基 15	1, 4-ジオキサン	0.05 以下	<0.001	1回/3年	1	
基 16	シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.002	1回/3年	1	
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下	<0.001	1回/3年	1	
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	1回/3年	1	
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	1回/3年	1	
基 20	ベンゼン	0.01 以下	<0.001	1回/3年	1	
基 21	塩素酸	0.6 以下	0.08	4	4	消毒関連事項であるため4回/年
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下	<0.002	4	4	
基 23	クロロホルム	0.06 以下	0.017	4	4	
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.002	4	4	
基 25	ジプロモクロロメタン	0.1 以下	0.005	4	4	
基 26	臭素酸	0.01 以下	<0.001	4	4	
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.027	4	4	
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.010	4	4	
基 29	プロモジクロロメタン	0.03 以下	0.008	4	4	
基 30	プロモホルム	0.09 以下	<0.001	4	4	
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.004	4	4	水質変動の把握が必要なため1回/年
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	<0.005	1回/3年	1	
基 33	アルミニウム及び化合物	0.2 以下	0.04	1回/1年	1	
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	<0.01	1回/3年	1	
基 35	銅及びその化合物	1.0 以下	<0.005	1回/3年	1	
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	10	1回/3年	1	
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	<0.001	1回/3年	1	
基 38	塩化物イオン	200 以下	15	12	12	毎月検査項目であるため1回/月
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	40	1	1	水質変動の把握が必要なため1回/年
基 40	蒸発残留物	500 以下	134	4	4	水質変動の把握が必要なため4回/年
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	<0.02	1回/3年	1	水質変動の把握が必要なため1回/年
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000002	4	4	発生時期に1回/月(6月～9月)
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000002	4	4	
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	<0.002	1回/3年	1	
基 45	フェノール類	0.005 以下	<0.0005	1回/3年	1	水質変動の把握が必要なため1回/年
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	0.9	12	12	毎月検査項目であるため1回/月
基 47	PH値	5.8～8.6 以下	7.7	12	12	
基 48	味	異常でない	異常なし	12	12	
基 49	臭気	異常でない	異常なし	12	12	
基 50	色度	5 度以下	0.8	12	12	
基 51	濁度	2 度以下	<0.1	12	12	水道法の規定に基づく毎日検査
—	色		異常なし	1回/日	365	
—	濁り		異常なし	1回/日	365	
—	消毒の残留効果		異常なし	1回/日	365	



毎月検査項目

